

(証券コード 3840)

2024年6月13日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日) 2024年6月6日

東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号

パス株式会社

代表取締役 高橋 勇造

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.pathway.co.jp/ir/library/index.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「パス」又は「コード」に当社証券コード「3840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月27日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使方法について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4A会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第34期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
4. 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション（業績連動行使条件付き新株予約権）としての新株予約権の発行、募集事項の決定を当社取締役会に委任する件、及び本株式報酬枠に係る取締役報酬枠の決定の件
 - 第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び子会社従業員に対する株式報酬型ストックオプション（業績連動行使条件付き新株予約権）としての新株予約権の発行、募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
5. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月28日(金曜日) 午前10時

開催場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト
渋谷ソラストコンファレンス 4階 4A会議室

2 書面(郵送)で議決権を行使いただく場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2024年6月27日(木曜日) 午後6時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2024年6月27日(木曜日) 午後6時まで

議決権の重複行使の取り扱い

- 1 書面(郵送)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

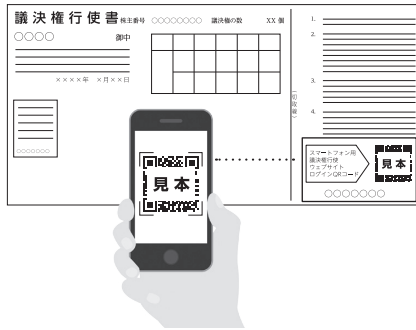
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

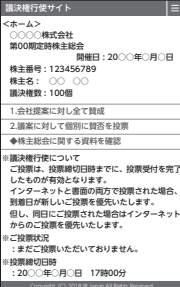
インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

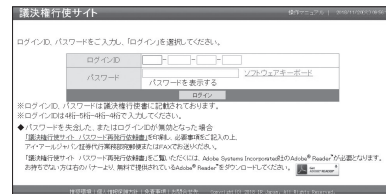
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※携帯電話ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

（受付時間）午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当期において当社グループでは、「新中期経営計画」に基づき、競争優位性のあるプロダクトの開発、事業と人材を創造する会社に生まれ変わり安定的収益を確保し、売上至上主義の経営から利益至上主義の経営を目指し事業を進めてまいりました。

コスメ・ビューティ&ウエルネス事業につきましては、競争優位性のある新商品を開発して新たな市場に投入いたしました。しかしながら、市場において商品の優位性の認知が広がらず、結果的に当初の販売予想を下回ることになりました。これらの反省をふまえ、コスメ・ビューティ&ウエルネス事業については、今後、商品差別化の一層の強化、マーケティング戦略並びに販売体制の見直しを行い収益構造の抜本的改革を進めてまいります。

一方、当社グループの成長戦略におけるメイン事業と位置付けている再生医療関連事業及びサステナブル事業につきましては、当期において新たなステージに入りました。

再生医療関連事業につきましては、前連結会計年度に株式会社RMDCを完全子会社化し、当期に入ってから、ハードとソフトの両面において事業の成長基盤を確立した上、本格的に事業を開始いたしました。その結果、事業開始早々から当初の予想を大幅に上回る業績となりました。

また、もうひとつの成長事業分野であるサステナブル事業においても、複数の企業からの引き合いが多々あるとともに新たな取引も開始され、事業への進捗が大きく進み当社グループの将来的展開の拡大に寄与することが見込まれております。

これらの結果、売上高は2,320,056千円（前連結会計年度比328,102千円増）、営業損失は172,336千円（前連結会計年度は220,355千円の損失）、経常損失は168,359千円（前連結会計年度は224,487千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は175,879千円（前連結会計年度は256,105千円の損失）となりました。グループ全体としては、なお損失状況が継続する状況となっております。しかしながら再生医療関連事業においては、本格的な事業を開始した当初から、将来の飛躍的事業成長を予見させる顕著に好調な業績となっており、当期において、一定の収益改善を進めることができました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は94,325千円であり、その主なものは、コスメ・ビューティ&ウエルネス事業に関する有形固定資産2,167千円、再生医療関連事業の自動細胞培養ロボット開発に関する建設仮勘定91,653千円などです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2022年4月に発行した第12回新株予約権の行使により、288,000千円を資金調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりです。

① 低収益事業の抜本的改革及びグループ全体の将来的展開をふまえた事業ポートフォリオの再編
当社グループのコスメ事業においては、当期に「Ex: BEAUTE」ブランドとして、2023年秋にスキンケアの融合技術を取り入れた高機能「薬用ファンデーション（医薬部外品）」シリーズの発売をいたしました。しかしながら、市場における認知が十分に浸透せず、販売実績は当初の見通しを下回る結果となりました。今後の対処すべき課題としては、この反省をふまえ一層、比較優位性のある商品開発を進めるとともにマーケティング戦略及び販売戦略、コスト構造の全般的に見直しなど抜本的にコスメ事業の改革に取り組んでまいります。また、将来的な成長戦略として、事業の収益性、市場の将来性などを検討し資本コストを意識した事業展開を行うため、必要に応じて事業ポートフォリオの組替えも進めてまいります。

② グループシナジーの創出にむけた新商品開発の継続

当社グループは、微細藻類を由来とする有用成分であるフコキサンチン原料とヒト由来化粧品原料を配合した新商品の開発に取り組んでおります。既存事業であるコスメ・ビューティ&ウエルネス事業においては販売実績のあるスキンケア商品群のリニューアルである「ヒト由来化粧品原料」を配合した商品をリリースいたしました。今後、当社グループでは、引き続き同業他社製品に対し競合優位性をもつ商品開発を進めるとともに新たな市場開拓を行い、当社グループの事業ポートフォリオにおける主要事業の一つに成長させる所存です。

③ 新事業の開発

当社グループでは、再生医療関連事業及びサステナブル事業を今後のグループ成長戦略の中核として位置付けております。当期においてこの二つの事業は助走期間から離陸期間へと新しいステージに移行いたしました。

再生医療関連事業分野においては、今期において当初の予想を大幅に上回る業績を残すことができました。これは当事業の将来性を予見させるものであり、今後、当事業分野の市場は大幅に拡大していくものと想定しております。かかる状況をふまえ当社グループでは当事業における今後の課題は、主に次の2点であると認識しております。その第一番目の課題は、今後の市場拡大に対して当社グループが迅速かつ機会損失なく対応していくことです。第二番目の課題は、当社グループが当事業分野で開発した新技術の優位性を将来の市場シェアの確保に結び付けていくことです。第一番目の課題につきましては、今後ハード及びソフト面への投資を引き続き行い、事業基盤の確立を行うとともに、一層の売上増加を進めるために販売チャネルの多角化や製品の応用分野の拡大を進めてまいります。第二番目の課題につきましては、当社グループが開発した新

技術について特許申請を早期に進めてまいります。

サステナブル事業については当期において「屋内微細藻類培養時の光合成を活用したCO₂削減装置」の販売及び、微細藻類についての「培養コンサルティング」を行ってまいりました。また、「海と牛と地球のみらいを。」をテーマにした環境プロジェクト「Kaginowa」を立ち上げ、カーボンニュートラルに貢献するために「カギケノリ」の養殖技術の開発を行ってまいりました。これらの結果、前連結会計年度比において大幅に売上を伸長させることができました。しかし一方、当期においてはまだ投資が先行している状況であり、事業としての収益化には至っておりません。従って当事業における今後の課題は、投資が継続する状況において、早期に損益分岐点を上回る売上を達成させることであると認識しております。そのため当社グループとしては、当事業における販売チャネルの多角化、新規事業パートナーの開拓、製品の応用領域の拡大、市場への効果的なプロモーションの実施を行い、売上高の早期増加を進めてまいります。

④ 成長戦略実現に必要な資金の確保

上記のような、当社グループの成長戦略を推進していくにあたり、投資資金の確保が重要な課題となっております。当社グループでは、これらに必要な投資資金を確保するために柔軟で機動的な資本政策の実施、有利子負債の活用など多面的な資金調達方法によりこの課題に対応してまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失220,355千円、親会社株主に帰属する当期純損失256,105千円、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス352,396千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失172,336千円、親会社株主に帰属する当期純損失175,879千円、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス76,610千円を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、このような状況を解消するために、以下の対策を講じてまいります。

① 各事業領域の収益性及び将来性の評価に基づく事業ポートフォリオの見直し

各事業領域の収益性及び将来性について多角的な分析による評価を行った上、最も収益性や将来的に事業の成長が可能なグループ全体の事業ポートフォリオを策定し、必要に応じて事業領域の組替えを実施してまいります。

② 既存の事業における低収益構造の抜本的改革

上記の事業ポートフォリオの見直しとともに、低収益事業についてはマーケティング戦略、商品開発、サプライチェーン、販売体制、コスト面や組織面など多角的に低収益要因の分析を行い、対策案を策定、実施し低収益構造の抜本的改革を実施してまいります。

③ 再生医療事業への積極的投資と事業拡大

再生医療事業については、当期において当初の予想を上回る業績となっており、今後、さらに成長が見込まれることから、当事業に対する投資を拡大しハード及びソフト両面について事業基盤の確立を進めることによって一層の収益拡大を推進してまいります。

④ サステナブル事業への投資の継続と収益化

将来、市場拡大が予想されるサステナブル事業としては当社グループが進めている微細藻類

由来の希少原料の開発及び販売については、当社グループの再生医療事業と並ぶ成長戦略事業として、今後も積極的な投資を継続するとともに収益の改善を推進してまいります。

⑤ 新規事業分野の開拓

収益性が高く将来の事業成長の蓋然性が高いと判断した新規事業の企画については、資本に与えるインパクトのリスク評価を充分に行った上でリスクキャパシティの範囲内においては、積極的に投資を行い、将来的な事業発展の余地を開拓してまいります。

⑥ ビューティ&ウエルネス事業における販売戦略の転換

ビューティ&ウエルネス事業については、当期、独自のマーケティングによる競争優位性のある自社開発商品投入による成功事例をふまえ、今後、市場のニーズを的確にとらえた自社開発商品の新規投入の拡大及びブランド戦略の事例による一層の売上拡大をはかります。

⑦ 財務基盤の一層の強化と事業上における多角的なリスクマネジメントの徹底

当社グループとしては、財務基盤の強化のための資本政策を進めており、2022年4月に発行した第12回新株予約権の行使がもたらす自己資本の強化と手元流動性の十分な確保によって財務基盤を強化。一方、事業の運営面においては、自己資本毀損に対する自己資本確保のため適切なリスクマネジメントを徹底してまいります。

以上のような対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第31期 (2021年3月期)	第32期 (2022年3月期)	第33期 (2023年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	2,208,231	2,114,333	1,991,954	2,320,056
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△538,106	△745,991	△256,105	△175,879
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△18.36	△20.95	△5.46	△3.31
総資産 (千円)	1,065,668	1,271,851	1,450,158	1,677,657
純資産 (千円)	673,095	469,686	1,099,608	1,200,635
1株当たり純資産額 (円)	21.19	12.40	20.91	21.20

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第31期 (2021年3月期)	第32期 (2022年3月期)	第33期 (2023年3月期)	第34期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	118,595	94,950	131,717	81,960
当期純損失 (△) (千円)	△631,568	△1,087,316	△298,361	△113,504
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△21.55	△30.54	△6.36	△2.14
総資産 (千円)	1,179,468	982,417	945,728	1,120,304
純資産 (千円)	879,437	333,901	921,567	1,084,969
1株当たり純資産額 (円)	27.71	8.73	17.46	19.15

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	当社の議決権率 (%)	主要な事業内容
株式会社マードゥレクス	東京都渋谷区	80,000千円	100.0	化粧品のEC・ダイレクトマーケティング
株式会社ジヴァスタジオ	東京都渋谷区	75,000千円	100.0	ライフスタイル商材・美容健康関連商材の企画・開発及び通販流通
株式会社アルヌール	東京都渋谷区	30,000千円	100.0	微細藻類の培養、研究開発、微細藻類およびその抽出物の販売
株式会社RMD C	東京都渋谷区	69,000千円	100.0	ヒト由来原料の製造販売、再生医療支援、研究開発

- (注) 1. 当社の子会社は、上記の子会社4社であります。
 2. 当事業年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ジヴァスタジオ
特定完全子会社の住所	東京渋谷区神宮前6丁目17番11号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	550百万円
当社の総資産額	1,120百万円

4. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

企業集団の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

事業	主要サービス等
コスメ・ビューティ & ウェルネス事業	<ul style="list-style-type: none"> 「エクスポーテ Ex:BEAUTE」ブランド化粧品の販売 「美と健康」をキーワードとした商品の企画開発 上記商品のTV・カタログ・Web・店頭を通じた販売
サステイナブル事業	<ul style="list-style-type: none"> 微細藻類由来の希少原料の開発及び販売 微細藻類培養による光合成を利用したCO₂削減設備の販売 微細藻類の培養技術の提供及び研究 海藻の養殖技術の研究及び開発
再生医療関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ヒト由来原料の製造販売 幹細胞自動培養ロボットの開発

5. 主要な事業所（2024年3月31日現在）

当 社	(本 社) 東京都渋谷区
株式会社マードウレクス	(本 社) 東京都渋谷区
株式会社ジヴァスタジオ	(本 社) 東京都渋谷区
株 式 会 社 ア ル ニ ョ ー ル	(本 社) 東京都渋谷区 (R & Dセンター) 東京都豊島区
株 式 会 社 R M D C	(本 社) 東京都渋谷区 (研究所) 大阪府東大阪市

6. 使用人の状況（2024年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
コスメ・ビューティ&ウエルネス事業	28名	10名減
サ ス テ ィ ナ ブ ル	5名	－
再 生 医 療 関 連 事 業	10名	1名増
全 社 (共 通)	3名	1名減
合 計	46名	10名減

- (注) 1. 使用人数には、使用人兼務取締役及び受入出向者を含め、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
3名	1名減

- (注) 使用人数には、使用人兼務取締役及び受入出向者を含め、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

Ⅱ 会社の状況

1. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 56,309,516株 (注)
- (3) 株主数 4,954名 (前期末比886名減)
- (4) 大株主 (10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 サ ス テ イ ナ	16,655,100	29.57
株 式 会 社 サ ン テ ッ ク	4,883,800	8.67
株 式 会 社 き ず な	2,011,500	3.57
株 式 会 社 エ イ ル	1,694,916	3.00
土 屋 允 誉	1,601,300	2.84
岩 間 齋	1,199,100	2.12
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	886,400	1.57
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	736,900	1.30
BNYM SA/NV FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	689,649	1.22
富 元 辰 幸	611,000	1.08

(注) 2022年4月25日を割当日として発行した第12回新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は4,800,000株増加しております。

2. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他の新株予約権等に関する重要な事項

2022年4月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	166,666個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 16,666,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり89円
新株予約権の払込期日	2022年4月25日
調達資金の額	1,014,829,274円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使価格 60円
新株予約権の行使期間	2022年4月26日から2025年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金 507,414,637円 2. 資本準備金 507,414,637円
割当先	株式会社サスティナ

(注) 2021年4月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、2023年5月10日をもって行使期間が満了いたしましたので、会社法第287条の規定により消滅いたしました。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 (注) 1	高 橋 勇 造	株式会社リガード 代表取締役 株式会社RMDC 代表取締役 株式会社マードレクス 取締役 株式会社ジヴァスタジオ 取締役 株式会社アルヌール 取締役
取 締 役 (注) 1	星 淳 行	株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 監査役 株式会社アルヌール 代表取締役 株式会社マードレクス 取締役 株式会社ジヴァスタジオ 取締役
取 締 役 (注) 1	中 谷 文 明	株式会社ジークス 代表取締役 株式会社ストラトキャスト 取締役 株式会社インデックス 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員) (注) 1、2、3	甲 斐 賢 一	甲斐賢一税理士事務所 代表 東日本監査法人 社員
取 締 役 (監 査 等 委 員) (注) 1、2、4	沼 井 英 明	沼井綜合法律事務所 代表 株式会社広済堂ホールディングス 社外監査役 株式会社プラコー 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員) (注) 1、2、5	森 井 じ ゅ ん	森井会計事務所 代表 株式会社城南紙商 代表取締役 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 社外監査役 ワイエスフード株式会社 社外取締役 東都水産株式会社 社外監査役

- (注) 1. 森井じゅん氏は2023年6月30日に取締役に就任いたしました。高橋勇造氏、星淳行氏、中谷文明氏は、2023年6月30日に取締役に再任いたしました。甲斐賢一氏及び沼井英明氏は2023年6月30日に取締役に再任いたしました。
2. 取締役 (監査等委員) 甲斐賢一氏、沼井英明氏及び森井じゅん氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役 (監査等委員) 甲斐賢一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しております。
 4. 社外取締役 (監査等委員) 沼井英明氏は、弁護士として専門的な知見及び経験を有しております。
 5. 社外取締役 (監査等委員) 森井じゅん氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しております。
 6. 当社は、社外取締役 (監査等委員) 甲斐賢一氏、社外取締役 (監査等委員) 沼井英明氏及び社外取締役 (監査等委員) 森井じゅん氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施

しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 取締役（監査等委員）加陽麻里布氏は、2023年6月30日をもって取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の全取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全て当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
監査等委員ではない取締役 （うち社外取締役）	3名 （1名）	30,000千円 （1千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	10,800千円 （10,800千円）
合 計 （うち社外役員）	6名 （3名）	40,800千円 （10,800千円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2021年6月30日開催の定時株主総会において年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2021年6月30日開催の定時株主総会において年額300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 取締役に対する業績連動報酬等はありません。
4. 取締役に対する非金銭報酬はありません。

(4) 役員報酬等の内容の決定等に関する方針等

当社では取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として2023年10月26日開催の取締役会において指名・報酬委員会を設置することを決議いたしました。

当委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役会の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項、代表取締役等の選任・解任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項、後継者計画（育成を含む）に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。なお委員会の構成は取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役となります。

今回、設置された当委員会による今後の役員報酬（監査等委員会である取締役を除く）に対する基本方針は以

下の通りとなります。

1. 当社の取締役の主な職務が、グループ全体の企業価値向上のための戦略策定及びその実施にあたって、グループ全体を監督していくという点であることをふまえ、その職務を遂行できる人材を確保していくことを可能とする報酬制度を構築していくことを基本方針とする。
2. 上記の目的を実現するため、第三者による国内外の企業経営者の報酬を調査し、株主総会決議の範囲内において、グループ全体の業績や経営方針等を勘案しつつ、適切な報酬水準を決定する。
3. また取締役の業績向上及び企業価値向上へのモチベーションの一層の向上をはかるため、将来的に定額報酬以外に普通株式並びにストックオプションを活用した業績連動報酬に関しても導入を検討していく。また、監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された範囲内で、指名・報酬委員会における協議の上、取締役会への答申に基づき決定してまいります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 甲斐賢一

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役甲斐賢一氏は、甲斐賢一税理士事務所代表、東日本監査法人社員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当社又は当社の人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係
該当事項はありません。
- v. 当該事業年度における主な活動内容
社外取締役甲斐賢一氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会18回及び監査等委員会10回の内、取締役会18回及び監査等委員会10回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。
経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。
- vi. 社外取締役に期待される役割の概要
社外取締役甲斐賢一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ公正な立場で監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしております。
- vii. 責任限定契約の内容の概要
当社と甲斐賢一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規

定する最低責任限度額とするものであります。

② 取締役 沼井英明

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役沼井英明氏は、沼井綜合法律事務所代表を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社広濟堂ホールディングス 社外監査役、株式会社プラコー 社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当社又は当社の人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係
該当事項はありません。
- v. 当該事業年度における主な活動内容
社外取締役沼井英明氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会18回及び監査等委員会10回の内、取締役会18回及び監査等委員会10回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。
経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。
- vi. 社外取締役に期待される役割の概要
社外取締役沼井英明氏は、弁護士として、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ公正な立場で監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしております。
- vii. 責任限定契約の内容の概要
当社と沼井英明氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

- ③ 取締役 森井じゅん
- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役森井じゅん氏は、森井会計事務所代表、株式会社城南紙商 代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 社外監査役、ワイエスフード株式会社 社外取締役、東都水産株式会社 社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員との親族関係
該当事項はありません。
 - iv. 当社又は当社の人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係
該当事項はありません。
 - v. 当該事業年度における主な活動内容
社外取締役森井じゅん氏の2023年6月30日就任以降の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会18回及び監査等委員会10回の内、取締役会18回及び監査等委員会10回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。
経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所にその旨を届け出ております。
 - vi. 社外取締役に期待される役割の概要
社外取締役森井じゅん氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ公正な立場で監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしております。
 - vii. 責任限定契約の内容の概要
当社と森井じゅん氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 フロンティア監査法人
(注) 当社の会計監査人であったRSM清和監査法人は、2023年6月30日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人であるフロンティア監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人の解任を決定いたします。
上記のほか、監査等委員会は、会計監査人が適正な監査の遂行が困難であると判断した場合に、会社法第399条の2第3項第2号に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の概要

当社と会計監査人であるフロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容は次の通りです。

- ① 監査受嘱者は、本契約の履行に従い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた得た額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,366,170	流 動 負 債	455,897
現金及び預金	296,585	買掛金	268,923
売掛金	243,290	未払金	108,870
商品及び製品	726,359	未払法人税等	11,770
原材料及び貯蔵品	60,868	契約負債	13,277
未収入金	1,932	賞与引当金	18,332
その他	37,504	その他	34,723
貸倒引当金	△370		
固 定 資 産	311,486	固 定 負 債	21,123
有 形 固 定 資 産	203,794	繰延税金負債	5,243
建物及び構築物	10,818	資産除去債務	15,580
工具、器具及び備品	14,467	その他	300
建設仮勘定	178,508		
無 形 固 定 資 産	72,891	負 債 合 計	477,021
のれん	70,734	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,872	株 主 資 本	1,193,928
その他	283	資本金	1,134,606
投資その他の資産	34,800	資本剰余金	2,090,726
長期未収入金	134,419	利益剰余金	△2,031,404
敷金及び保証金	34,188	新株予約権	6,707
その他	612		
貸倒引当金	△134,419	純 資 産 合 計	1,200,635
資 産 合 計	1,677,657	負 債 純 資 産 合 計	1,677,657

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,320,056
売上原価	1,219,141
売上総利益	1,100,915
販売費及び一般管理費	1,273,251
営業外収益	172,336
受取利息	2
貸倒引当金戻入	15
助成金の収入	1,131
その他	4,024
営業外費用	5,174
為替差損	8
株式交付	861
その他	328
経常損失	1,198
特別利益	168,359
短期売買利益	4,025
新株予約権戻入	11,093
特別損失	15,118
減損損失	7,646
税金等調整前当期純損失	7,646
法人税、住民税及び事業税	11,571
法人税等調整額	3,420
当期純損失	160,886
非支配株主に帰属する当期純利益	175,879
親会社株主に帰属する当期純損失	-
	175,879

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
2023年4月1日 残高	988,470	1,944,590	△1,855,525	1,077,535	22,073	1,099,608
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	146,136	146,136		292,272		292,272
親会社株主に帰属する当期純損失			△175,879	△175,879		△175,879
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△15,365	△15,365
当 期 変 動 額 合 計	146,136	146,136	△175,879	116,392	△15,365	101,027
2024年3月31日 残高	1,134,606	2,090,726	△2,031,404	1,193,928	6,707	1,200,635

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	411,992	流 動 負 債	35,334
現金及び預金	106,536	未払金	22,192
関係会社売掛金	7,513	未払費用	1,620
関係会社短期貸付金	481,132	未払法人税等	1,148
その他	48,073	未払消費税等	8,591
貸倒引当金	△231,262	預り金	769
固 定 資 産	708,311	賞与引当金	1,000
投資その他の資産	708,311	その他	11
関係会社株式	708,311	負 債 合 計	35,334
長期未収入金	134,419	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△134,419	株主資本	1,078,261
資 産 合 計	1,120,304	資本金	1,134,606
		資本剰余金	2,568,285
		資本準備金	2,436,113
		その他資本剰余金	132,171
		利 益 剰 余 金	△2,624,630
		その他利益剰余金	△2,624,630
		繰越利益剰余金	△2,624,630
		新株予約権	6,707
		純 資 産 合 計	1,084,969
		負 債 純 資 産 合 計	1,120,304

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	81,960
売上総利益	81,960
販売費及び一般管理費	167,783
営業損	85,823
営業外収益	
受取利息	4,187
その他の	1,200
営業外費用	
株式交付費	310
貸倒引当金繰入額	51,533
経常損	132,279
特別利益	
短期売買利益受贈益	4,025
新株予約権戻入益	11,093
税引前当期純損	117,160
法人税、住民税及び事業税	△3,656
当期純損	113,504

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	
2023年4月1日 残高	988,470	2,289,977	132,171	2,422,149	△2,511,125	899,494
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	146,136	146,136		146,136		292,272
当期純損失					△113,504	△113,504
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	146,136	146,136	-	146,136	△113,504	178,767
2024年3月31日 残高	1,134,606	2,436,113	132,171	2,568,285	△2,624,630	1,078,261

	新株予約権	純資産合計
2023年4月1日 残高	22,073	921,567
事業年度中の変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		292,272
当期純損失		△113,504
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△15,365	△15,365
事業年度中の変動額合計	△15,365	163,402
2024年3月31日 残高	6,707	1,084,969

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

パス株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員
指定社員 公認会計士 青野 賢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

パス株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員
指定社員 公認会計士 青野 賢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

パス株式会社 監査等委員会

監査等委員 甲斐賢一 ㊟
(社外取締役)

監査等委員 沼井英明 ㊟
(社外取締役)

監査等委員 森井じゅん ㊟
(社外取締役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

1. 提案の理由

当社の今後の事業活動の展開をふまえ、事業内容の拡大を行うことから、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他の事業体の株式または持ち分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1.～33. 【条文省略】</p> <p>34. <u>前各号に付帯・関連する一切の業務</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他の事業体の株式または持ち分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1.～33. 【現行どおり】</p> <p>34. <u>食品製造、その他の工業生産設備及び機器に関する開発、製造、販売及び保守管理</u></p> <p>35. <u>環境保護に関する設備及び機器の開発、製造、販売、保守管理及び役務提供</u></p> <p>36. <u>光学機械器具、測定機械器具、電子・電気機械器具の販売及び保守管理</u></p> <p>37. 再生可能エネルギー事業</p> <p>38. 資源リサイクル事業</p> <p>39. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役在任期間	所有する 当社の 株式数
1	たか 橋 勇 造 (1970年7月18日)	1988年4月 株式会社丸広百貨店入社 1997年7月 株式会社前田農園入社 2016年7月 株式会社D r . リボーン入社 2018年10月 株式会社リガード代表取締役（現任） 2021年6月 当社代表取締役（現任） 2021年7月 株式会社アルヌール取締役（現任） 2022年7月 株式会社マードレクス取締役（現任） 2022年7月 株式会社ジヴァスタジオ取締役（現任） 2023年2月 株式会社RMDC代表取締役（現任）	3年	一株
<p>【選任理由】 高橋勇造氏は、当社取締役のほか、化粧品事業を展開する企業の代表取締役としてその経営に従事するなど、経営者としての経験を有し、当該事業の知見に富んでおり、2021年から当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を牽引、事業の発展に尽力してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上に必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役 在任期間	所有する 当社の 株式数
2	星 淳 行 (1976年7月3日)	2000年4月 芳賀会計事務所 (現 税理士法人ハガックス) 入所 2012年11月 株式会社アイビーティジェイ入社 2020年6月 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 監査役(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) 2022年7月 株式会社マードレクス取締役(現任) 2022年7月 株式会社ジヴァスタジオ取締役(現任) 2023年3月 株式会社アルヌール代表取締役(現任)	2年	一株
<p>【選任理由】 星淳行氏は、化粧品業界の経験もあり、取締役として経営に従事するなど、経営者としての経験及び財務、管理などの経験を有しております。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				
3	中谷 文明 (1963年6月10日)	1986年7月 株式会社ジークス設立代表取締役(現任) 2002年11月 株式会社マードレクス代表取締役 2002年11月 株式会社ジヴァスタジオ代表取締役 2006年2月 株式会社ストラトキャスト取締役(現任) 2007年10月 株式会社インデックス代表取締役 2015年10月 株式会社インデックス取締役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2019年12月 当社代表取締役	8年	一株
<p>【選任理由】 中谷文明氏は、当社取締役のほか、自ら企業を設立、代表取締役としてその経営に従事するなど、経営者としての経験を有しております。当該経験等を当社経営に活かすことにより、当社企業価値向上に資するものとして適任であると考え、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、全役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、当該保険の保険料は全て当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション（業績連動行使条件付き新株予約権）としての新株予約権の発行、募集事項の決定を当社取締役会に委任する件、及び本株式報酬枠に係る取締役報酬枠の決定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、①2021年6月30日開催の第31回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて①の取締役報酬額とは別枠で、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）に対する報酬等として②年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。本株主総会にて本議案のご承認が得られますと、①金銭報酬年額200百万円以内（使用人分の給与は含まない）かつ②株式報酬年額100百万円以内（使用人分の給与は含まない）となります。

具体的には、新株予約権の割当を受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当社は、3. 会社役員 の状況に記載する取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対する本株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を推進することを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプション（業績連動条件付き新株予約権）として新株予約権を発行するものであります。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限は下記の通りといたします。

記

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式280,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を株式の交付上限とします。

(2) 新株予約権の総数

2,800個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の交付上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当に際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の主な条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権発行時において、取締役会が定める相当程度高い目標としての行使条件（業績連動行使条件）の達成が確認できた場合にのみ行使することができる。なお、本行使条件（業績連動行使条件）が達成できなかった場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。また、2025年3月期においては、当社の監査済みの有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書（以下同様）に記載された営業利益が「黒字」である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能になる。
- ②新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退職及び定年退職、その他正当な理由がなく地位の喪失した場合、行使はできないものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び子会社従業員に対する株式報酬型ストックオプション（業績連動行使条件付き新株予約権）としての新株予約権の発行、募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び子会社従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の発行、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることに加えて退職金としての個人の資産形成を目的に、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び子会社従業員（契約社員含む。）に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限は下記のとおりといたします。

記

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の行使の主な条件

- i 新株予約権者は、本新株予約権発行時において、取締役会が定める相当程度高い目標としての行使条件（業績連動行使条件）の達成が確認できた場合にのみ行使することができる。なお、本行使条件（業績連動行使条件）が達成できなかった場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。また、2025年3月期においては、当社の監査済みの有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書（以下同様）に記載された営業利益が「黒字」である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能になる。
- ii 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退職及び定年退職、その他正当な理由がなく地位の喪失した場合、行使はできないものとする。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権の一部行使はできない。
- vi 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

vii 以下の事由が発生した場合には、上記条件の該非にかかわらず事由の発生時点以後、本新株予約権を行使することはできない。

⑦新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv、v 又は vi の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）若しくは vii の場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第35期事業年度に係るものに限る。）の承認議案
- vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合

⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
下記⑨に準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

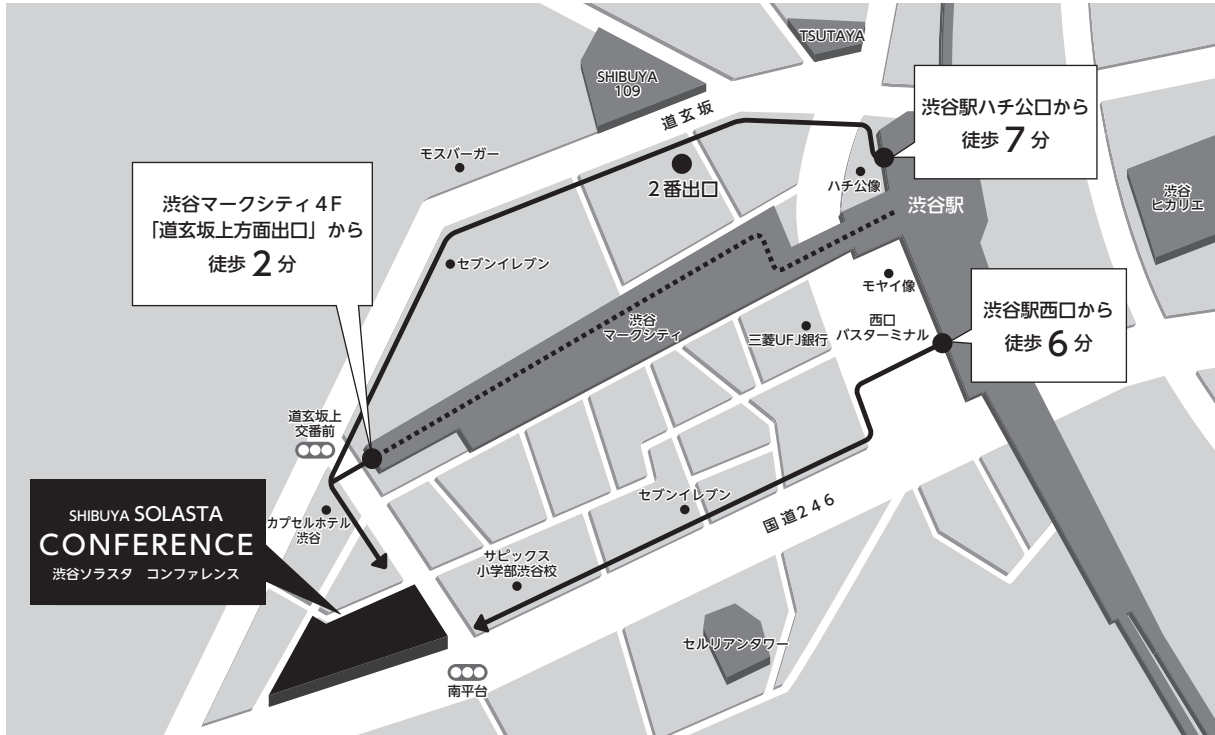
3. 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定めるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4A会議室
T E L：03-5784-2604



[交通のご案内]

渋谷駅西口から 徒歩 6分

渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩 2分

渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。